

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準

新旧対照表

| 改正前（令和5年5月26日） | 改正後（令和7年12月24日） |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="226 368 1003 408" style="text-align: center;">建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準</p> <p data-bbox="109 491 300 528">第1 (略)</p> <p data-bbox="109 587 300 624">第2 (略)</p> <p data-bbox="109 683 430 719">第3 監督処分の基準</p> <p data-bbox="109 735 333 772">1 基本的考え方</p> <p data-bbox="141 783 333 820">(1) (略)</p> <p data-bbox="141 831 640 868">(2) (1)以外の不正行為等があった場合</p> <p data-bbox="181 879 1122 1198">ア 建設業法の規定（第19条の3、第19条の4、第19条の5、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項、若しくは第10条第1項の規定に違反する行為を行ったとき</p> <p data-bbox="208 1214 1122 1294">指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。</p> | <p data-bbox="1265 368 2042 408" style="text-align: center;">建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準</p> <p data-bbox="1146 491 1337 528">第1 (略)</p> <p data-bbox="1146 587 1337 624">第2 (略)</p> <p data-bbox="1146 683 1467 719">第3 監督処分の基準</p> <p data-bbox="1146 735 1337 772">1 (略)</p> <p data-bbox="1178 783 1370 820">(1) (略)</p> <p data-bbox="1178 831 1677 868">(2) (1)以外の不正行為等があった場合</p> <p data-bbox="1218 879 2159 1198">建設業法の規定（第19条の3第1項、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項、若しくは第10条第1項の規定に違反する行為を行ったとき</p> <p data-bbox="1218 1214 2159 1390">指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第19条の3第2項、第19条の5第1項及び第2項、第20条第2項から第4項まで及び第6項、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。</p> |

イ 建設業法第19条の5の規定に違反する行為を行ったとき

注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした請負契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

(3) (略)

2 具体的基準

(1) (略)

(2) **建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）**

ア 代表権のある役員等（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。

イ 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上営業停止処分を行うこととする。

ウ ア又はイ以外の場合は、60日以上営業停止処分を行うこととする。

エ 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第7条の**2第18項**に基づく通知を受けた場合を含む。）は、30日以上営業停止処分を行うこととする。

オ ア～エにより営業停止処分（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間にア～エに該当する事由（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）があった場合は、ア～エにかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重して、1年を超えない範囲で営業停止処分を行うこととする。

(3) (略)

(4) **建設工事の施工等に関する他法令違反**

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違

(3) (略)

2 具体的基準

(1) (略)

(2) **建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）**

ア 代表権のある役員等（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。

イ 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上営業停止処分を行うこととする。

ウ ア又はイ以外の場合は、60日以上営業停止処分を行うこととする。

エ 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第7条の**4第7項**に基づく通知を受けた場合を含む。）は、30日以上営業停止処分を行うこととする。

オ ア～エにより営業停止処分（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間にア～エに該当する事由（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）があった場合は、ア～エにかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重して、1年を超えない範囲で営業停止処分を行うこととする。

(3) (略)

(4) **建設工事の施工等に関する他法令違反**

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違

反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不相当であるか否かの認定を行うこととする。なお、法人に係る他法令違反については、役員等若しくは政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。

ア (略)

イ 建設工事の施工等に関する法令違反

(7) 建築基準法違反等

- a 役員等又は政令で定める使用人が**懲役**刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。
- b 建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は3日以上の営業停止処分を行うこととする。
- c 建築基準法の違反が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

(4) 労働基準法違反等

役員等又は政令で定める使用人が**懲役**刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

(ウ) 宅地造成及び特定盛土等規制法違反、廃棄物処理法違反

役員等又は政令で定める使用人が**懲役**刑に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。

(イ) 特定商取引に関する法律違反

- a 役員等又は政令で定める使用人が**懲役**刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不相当であるか否かの認定を行うこととする。なお、法人に係る他法令違反については、役員等若しくは政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。

ア (略)

イ 建設工事の施工等に関する法令違反

(7) 建築基準法違反等

- a 役員等又は政令で定める使用人が**拘禁**刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。
- b 建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は3日以上の営業停止処分を行うこととする。
- c 建築基準法の違反が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

(4) 労働基準法違反等

役員等又は政令で定める使用人が**拘禁**刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

(ウ) 宅地造成及び特定盛土等規制法違反、廃棄物処理法違反

役員等又は政令で定める使用人が**拘禁**刑に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。

(イ) 特定商取引に関する法律違反

- a 役員等又は政令で定める使用人が**拘禁**刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上営業停止処分を行うこととする。

(カ) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。

b 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第33条第2項に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は、3日以上営業停止処分を行うこととする。

(キ) 静岡県盛土等の規制に関する条例違反

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上営業停止処分を行うこととする。

ウ 信用失墜行為等

(7) 法人税法、消費税法等の税法違反

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。

(イ) (略)

エ 健康保険法違反、厚生年金保険違反、雇用保険法違反

(ア) 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。

(イ) 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がな

b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上営業停止処分を行うこととする。

(カ) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。

b 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第33条第2項に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は、3日以上営業停止処分を行うこととする。

(キ) 静岡県盛土等の規制に関する条例違反

役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上営業停止処分を行うこととする。

ウ 信用失墜行為等

(7) 法人税法、消費税法等の税法違反

役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。

(イ) (略)

エ 健康保険法違反、厚生年金保険違反、雇用保険法違反

役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上営業停止処分を行うこととする。

く複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。

(5) ~ (8) (略)

第4 (略)

第5 (略)

第6 施行期日等

- 1 この基準は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。

この基準は、平成18年1月4日から施行する。

この基準は、平成18年2月1日から施行する。

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

この基準は、平成21年11月19日から施行する。

この基準は、平成24年11月1日から施行する。

(5) ~ (8) (略)

第4 (略)

第5 (略)

第6 施行期日等

- 1 この基準は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。

この基準は、平成18年1月4日から施行する。

この基準は、平成18年2月1日から施行する。

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

この基準は、平成21年11月19日から施行する。

この基準は、平成24年11月1日から施行する。

この基準は、令和3年2月2日から施行する。

この基準は、令和3年8月18日から施行する。

この基準は、令和3年10月6日から施行する。

この基準は、令和4年7月1日から施行する。

この基準は、令和5年5月26日から施行する。

別表 (略)

この基準は、令和3年2月2日から施行する。

この基準は、令和3年8月18日から施行する。

この基準は、令和3年10月6日から施行する。

この基準は、令和4年7月1日から施行する。

この基準は、令和5年5月26日から施行する。

この基準は、令和7年〇月〇日から施行する。

別表 (略)